

教育総務課

病児・病後児保育施設利用料の一部を助成します

病気療養中または病気回復期のため、集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる病児・病後児保育施設を利用した園児の保護者の方に、**負担した保育利用料の2分の1の額（10円未満切り捨て）を助成します。**対象になる方はお申し込みください。

◇次の要件をすべて満たす場合に助成を受けることができます。

- ・生後2ヵ月を経過し、保育園に入園中であること
- ・病気療養中または病気の回復期で、入院治療は必要ないが安静の確保に配慮が必要なため、集団保育が困難であること

・保護者や家族が働いているため、家庭での保育を受けることが困難であること

◇利用終了後30日以内に次の書類を添えてお申し込みください。助成金交付申請書と請求書は各園にあります。

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 助成金請求書
- (3) 利用申込書または利用承諾書の写し
※利用保育施設から
- (4) 支払い済み領収書
※利用保育施設から

申し込み・問い合わせ ● なかよし園(千畑幼稚園・保育園) ☎0187(85)3115
わくわく園(六郷幼稚園・保育園) ☎0187(84)0023
すこやか園(仙南幼稚園・保育園) ☎0187(83)2100
問い合わせ ● 町教育委員会 教育総務課 ☎0187(84)4914

生涯学習課

陸上自衛隊東北方面音楽隊コンサートが開催されます

今年で16回目となる「自衛隊音楽隊コンサート」が、下記のとおり開催されます。

日 時 ● 6月2日(土) 午後3時 開場
午後4時 開演

会 場 ● 美郷町公民館 ホール

※入場は無料ですが、全席指定のチケットが必要です。

チケット発券日時

日 時 ● 5月13日(日) 午前9時
会 場 ● 美郷町公民館 ホール(お一人様2枚まで)



▲昨年のコンサートの様子

問い合わせ ● 町教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915

学友館

佐竹義重公没後四百年記念特別展
「戦国大名 佐竹義重の生涯」を開催します

佐竹氏は常陸国(現在の茨城県)太田城を居城とし、18代・佐竹義重の時代に最も領地を拡げ、子の義宣(初代秋田藩主)に家督を譲った後の石高は54万石余で全国8位の大大名となりました。関ヶ原の戦い後の国替えによって義重は六郷城に入り、城下町・六郷の町づくりを行いました。その町並みは現在ほとんど変わらずに残っています。

学友館では没後四百年にあたる記念の今年、義重ゆかりの資料を展示してその生涯を紹介します。

会 場 ● 美郷町学友館
期 間 ● 5月19日(土)～6月24日(日)
午前9時～午後7時
※毎週月曜日は休館日です。

「藤井勉展—生命と大地—」
学友館で5月6日まで開催しています。

問い合わせ ● 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

国民年金からのお知らせ

～届出はお済みですか～

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。結婚や離婚、就職(転職)、退職等で加入する年金の種類が変わることがあります。届出は忘れずに行いましょう。

	どんな人が加入するの？	保険料の納付は？
第1号被保険者	学生、無職、自営業者等	自分で納付
第2号被保険者	会社員、公務員等	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	無し(配偶者の制度が負担)

■こんな時は届出が必要です

どんなとき？	どんな届け出？	届出先
退職したとき	加入年金の変更手続き(2号→1号)	・役場住民生活課
結婚や退職等で配偶者(2号)の扶養になったとき	加入年金の変更手続き(1号→3号または2号→3号)	・配偶者の勤務先
配偶者(2号)が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	・配偶者の新しい勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	加入年金の変更手続き(3号→1号)	・役場住民生活課

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)
大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2295

介護保険事務所からのお知らせ

申請から介護認定までの流れ

介護保険のサービスを利用するときは「申請」をして要介護認定を受けましょう

①申請できる方

- 第1号被保険者(65歳以上の方)
- 第2号被保険者(40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病と診断された方)

②申請の仕方

- 申請書に被保険者証(第2号被保険者は医療保険の被保険者証)を添えて町の介護保険担当課や地域包括支援センター、介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口で入手できます。
- 申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
- すでに介護保険の認定を受けている方には、認定有効期間終了の60日前に更新申請の手続きの用紙が送付されます。今後続けてサービスを利用する方は、その更新申請用紙に必要事項を記入し、現在使用している被保険者証を添えて各窓口へ提出してください。

③要介護認定

- 認定調査(心身の状態や日常生活能力などについての調査)の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- 認定結果は「非該当」「要支援1、2」「要介護1～5」に分かれます。なお、認定の有効期間は最長で24ヵ月です。(新規申請の方は原則6ヵ月です)
- 認定は原則として申請から30日以内に行われます。ただし、特別な理由で認定が遅れる場合は、遅れる理由といつごろ認定される予定かを通知します。

問い合わせ

介護保険事務所 認定審査班 ☎0187(86)3912
美郷町地域包括支援センター(役場福祉保健課内) ☎0187(84)4907